

開発審査会への付議基準の改正について

1 改正の背景

「東海・東南海・南海」の三連動地震に備えるため、沿岸部の工場等が内陸部へ移転・分散する動きがありますが、現状では内陸部の市街化区域における移転適地が不足していることや、市街化調整区域における開発規制により、スムーズに移転が進まないといった問題があります。

このため、防災・減災対策や産業育成の観点から、市街化調整区域における開発規制の緩和について検討し、「開発審査会への付議基準」の改正（案）を取りまとめました。

2 改正案の概要

(1) 「成長分野に該当する業種」を追加

- ・市街化調整区域で、これまで特例的に許可対象としてきた医薬品製造業、電池製造業等の工場、試験研究施設などの「技術先端型業種」に加え、産業政策を推進している「LED関連産業」、「環境・エネルギー関連産業」、「医療・介護・健康関連産業」の「成長分野に該当する業種」を追加する。

※関連産業には、完成品を製造する産業の他、部材・原材料を製造する産業、生産用の機械を製造する産業を含む。

(2) 「用途変更相互間の枠組み」の拡大

- ・市街化調整区域で、「相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」について、工場、倉庫、小売店等、これまで同一用途内での変更に限っていたものを、他用途にも変更できるよう規制を緩和する。

※改正前の主な用途区分 ①工場

②修理業、倉庫等

③小売店、飲食店等

④遊技施設

※工場、修理業、遊技施設などについては、環境保全上、公衆衛生上支障がないものに限る。

3 スケジュール

- ・パブリックコメントの実施

平成24年5月31日（木）から6月29日（金）まで

- ・徳島県開発審査会への諮問（平成24年7月下旬を予定）
- ・改正付議基準施行（平成24年8月中を予定）